

北魏後半期の州府僚佐——「山公寺碑」を中心に——

会 田 大 輔

一、はじめに

長い分裂が続いた南北朝時代、州刺史は將軍号を帯びて任地に赴き、刺史の属官たる州佐と將軍府の属官である府佐の二系統の僚佐を置き、民政と軍事の両面を担った。この州府僚佐について、浜口重国氏・巖耕望氏・宮崎市定氏・福島繁次郎氏などの先行研究⁽¹⁾によって、概略を示せば次のようになる。すなわち、州佐は原則的に本籍地任用であり、刺史が辟召したため、地元の有勢力が州佐を占めるようになった。これに対し、府佐は中央任用であったが、多くの場合、將軍号を帯びた州刺史の推薦を受けて任用されたため、実質的には辟召であった。府佐は州佐と異なり籍貫による制限がなく、刺史の転任に際し、ともに異動したため、他地域出身者が多かった。⁽²⁾もともと州佐と府佐は行政と軍事を分担していたが、府佐の地位・権限が強いため、次第に州佐の職務を侵食して、行政をも担うようになり、州佐の存在価値が薄れていった。⁽³⁾その結果、隋文帝によって州佐の廃止を含む地方行政制度改革が行われ、州府僚佐の二重構造が解消された。

このように、南北朝時代の地方行政を支えた州府僚佐の沿革については、先行研究によって既に明らかにされて

いる。しかし、北魏から隋に至る州府僚佐の官名・序列・流外官の設置状況など細部に及ぶ継受状況については、未だ十分検討されていない。そのため、北魏から北斉・北周を経て隋の州佐廃止に至る過程は不明瞭なまま置かれてきた。⁽⁴⁾北朝・隋の州府僚佐の継受状況を確認することは、各王朝の地方行政制度の特徴を明らかにし、隋の州佐廃止を含む地方行政制度改革の意義を再検討することにつながるであろう。そこで本稿では、まず北朝・隋の制度の淵源にあたる北魏後半期の州府僚佐の詳細に迫ってみたい。

北魏は孝文帝の官制改革時に、流外官を整備し、本格的に州府僚佐を導入した。⁽⁵⁾この北魏後半期の州府僚佐については、嚴耕望氏が詳細な検討を加え、官名や官品などを明らかにしている。⁽⁶⁾すなわち嚴氏は、『魏書』卷一一三・官氏志の記述に基づき、長史から列曹行参軍までの府佐（流内官）の序列を示し、その官品が州刺史の持つ將軍号の官品に対応することを指摘した。⁽⁷⁾しかし嚴氏は、列曹参軍・列曹行参軍については「外兵・騎兵・鎧曹・城局・長流・刑獄・法曹・默曹・土曹・田曹・水曹・集曹」の存在を指摘するにとどまり、その序列や列曹参軍と列曹行参軍の区分は明確でないとする。⁽⁸⁾また、府佐に属する流外官についても言及していない。

一方、嚴氏は、州佐について「別駕従事史・治中従事史・主簿・西曹書佐」という序列を示し、州佐の官品が州の等級に対応することを指摘した。その他に諸従事（戸曹・租曹・法曹・武猛・祭酒・部郡）が置かれたとするが、その序列には言及していない。また、別駕・治中は太和二三年（四九九）令によって中央任用に変更されたが、その後も州刺史の推薦を受けて任用されたため、実際には辟召であったことを明らかにした。しかし、州佐の流外官については「門下督・省事・録事」をあげるにすぎない。嚴氏が州府僚佐に属する流外官に殆どふれないのは、関係

史料が極めて少ないためである。

嚴耕望氏以降、北魏後半期の州府僚佐を正面から取り上げた研究はない。⁽⁹⁾王万盈氏は、北齊の州郡県に流外官の掾・史が存在することから、北魏後半期の州佐にも掾・史が置かれた可能性があるとするが、根拠となる史料をあげていない。⁽¹⁰⁾その他の研究者も『隋書』卷二七・百官志中の「後齊制官、多循後魏」によって、北齊とほぼ同じと推測するに過ぎない。⁽¹¹⁾そのため、北魏後半期の州府僚佐の序列や流外官の設置状況など、未だ解明されていない問題が存在する。

ところが、近年、北魏後半期の州府僚佐の実態に迫りうる注目すべき碑刻が甘肅省で発見された。それが州府僚佐（二三名）・県属官（七七名）を列挙した正始元年（五〇四）建立の「山公寺碑」である。北魏後半期の州府僚佐がこれほどまとまって登場する史料は他に知らない。本稿では、この「山公寺碑」の分析を通じ、州府僚佐の序列や流外官の設置状況を明らかにし、北魏後半期の州府僚佐の一端に迫っていきたい。

二、「山公寺碑」の概要

「山公寺碑」は二〇〇四年七月に甘肅省寧県（北魏の豳州の治所）の人民医院工事現場で発見され、現在、寧県博物館に収蔵されている。これを報告した呉菘・張隴寧・尚海嘯「新發現的北魏《大代持節豳州刺史山公寺碑》」〔文物〕二〇〇七（七）によると、碑首（円首）に双頭の龍が三匹施された大型の碑だが、その下半部は出土時に既に失われており、残高一三五cm×幅一一〇cm×厚三七cmであった。碑額には篆刻で「大代持節／豳州刺史山／公寺

碑頌」と記され、碑の四面に罫線・文字が刻まれており、碑陽の文章は上下二段に分かれている。碑陽上段の字数は二七行×一行二二字の合計五一一字で、正始元年（五〇四）に幽州刺史山累が寺院を建立した経緯が記されている。碑陽下段は碑の下半部が失われているため、二八行×各二字（二部三字）が確認できるにすぎない。文字は上段に比べやや小さい。一行目に「曾祖」、二行目に「祖諱」、三行目に「安南（將軍）」、七行目に「父諱」、九行目に「進爲比（部尚書）」、一一行目に「長兄諱」、一三行目に「州刺史」、一八行目に「次兄」などの文字が見え、山累の世系とその官歴が詳細に記されていたことがわかる。

碑陰には州府僚佐が四層にわたって列挙されていた。第一層は二八名、第二・三・四層は各三五名、合計一三三名である。また、両碑側には県属官が四層にわたって一〇名ずつ列挙されていた。ただし、右碑側第四層が破損していて七名しかみえないため、合計は七七名となる。碑の下半部が失われているため、碑陰・両碑側第四層は官名と姓の一部が見えるに過ぎない。碑陰の碑首部分には、「山公寺碑」の余白を再利用して追刻された開皇六年（五八六）の造像題記と小龕（一仏二菩薩）が残されていた。

「山公寺碑」の碑陰・碑側には三郡（趙興・西北地・襄樂）八県（陽州・独洛・定安・趙安・彭陽・富平・安武・膚施）が見えるが、全て幽州下の郡県である。『魏書』卷一〇六下・地形志下の幽州の項には、太和十一年（四八七）に三県鎮から班州に改められ、太和二〇年（四九六）に幽州に改名されたとある。幽州の治所が置かれた趙興郡には五県（陽周・独樂・定安・趙安・高望）、西北地郡には三県（彭陽・富平・安武）、襄樂郡には二県（襄樂・膚施）が置かれた。「山公寺碑」は、陽周を陽州、独樂を独洛と表記しているが、それ以外は『魏書』の記述と一致している。高

望泉・襄楽県は「山公寺碑」に見えないが、現在失われている碑の下半部（碑陰または碑側）に記されていた可能性が考えられる。

ここで碑陽の内容を侯旭東氏の整理（以下、「侯論文」と略す）に基づき見ておきたい。⁽¹²⁾ 碑陽上段一行目には「維大代正始元年（五〇四）歳在甲申七月丙午朔十五日庚申」とあり、碑の建立された日付が記されている。続けて二～四行目には、山累の祖父・父・本人の官歴が「羽眞・散騎常侍・安南將軍・殿中尙書・泰山公之孫、安南將軍・比部尙書・泰山公之子、持節督幽州諸軍事・冠軍將軍・幽州刺史山累」と記されている。「侯論文」は永安二年（五二九）造「山徽墓誌」⁽¹³⁾ 中の山徽の曾祖父・祖父の官爵と、「山公寺碑」中の山累の祖父・父の官爵が一致することを指摘し、山徽が山累の甥にあたることを明らかにした。さらに山氏の出自について、「山徽墓誌」の内容や『魏書』卷一一三・官氏志に「土難氏、後改爲山氏」とあること⁽¹⁴⁾ から、胡族（鮮卑）であるとする。山累自身については、献文帝・孝文帝・宣武帝の三朝に仕え、「汾蕃」⁽¹⁵⁾（汾州）の地方長官を経て、持節督幽州諸軍事・冠軍將軍（従三品・幽州刺史（等級は中州）に就任したとする。

〔山〕累は忝くも恩景に沐^{うぶ}い、世よ榮爵を荷う。三朝に歴侍し、出でて汾蕃に牧す。皇上恩を流し、遷して此の州（幽州）に任ず。⁽¹⁶⁾（一〇～一一行目）

山累は孝文帝の冥福を祈って州府僚佐を率いて寺院を建立した。「山公寺碑」は寺院建立時に、靈井が湧き出したことを記念して作られた碑である。

幽州刺史山累、州府綱佐を率い、仰ぎて孝文皇帝の爲に追獻の寺三級を立つ。……規制の初め、寺所の絶壁の

際に、靈井三區有り、忽然として自ら成る。淨麗淵圓たること、今古見る莫し。至神感を著わし、幽顯祥を薦むるに非ずんば、斯の如きの休徴、何ぞ聞觀すべけんや。遂に乃ち石に鐫み頌を立つ。(四〜五行目・一三〜一五行目)⁽¹⁷⁾

「侯論文」は、「山公寺碑」建立の目的について、孝文帝の追福だけではなく、孝文帝を顕彰する寺院と石碑を建立することで、山累の治績・名声をも宣伝し、その政治的地位の強化を図ったのではないかとする。

以上のように「侯論文」によって、山累の世系・経歴・「山公寺碑」建立の目的などは明らかにされている。しかし、侯氏は碑陰・碑側に見える州府僚佐の序列・所属などについては分析を加えていない。また、甘肅省南部の仏教石窟と非漢族の関係を論ずる中で「山公寺碑」に言及した暨遠志・宋文玉氏(以下、「暨・宋論文」⁽¹⁸⁾)も、州府僚佐就任者について検討しているにも関わらず、州府僚佐の構造については分析していない。

三、「山公寺碑」にみえる州府僚佐

「山公寺碑」中の州府僚佐を分析するため、二〇〇(70)〜二〇三(73)頁に碑陰・碑側の録文を示す。⁽¹⁹⁾録文は行頭に碑の行数に対応する数字を付し、解読不能の文字は□とした。また、可能な限り原碑中の字形を採用した。碑陰は官名に基づきA B C Dに区分した。すなわち府佐が記されている第一層一〜一七行目をA、州佐が記されている第一層一八〜二八行目をB、掾・史が列挙されている第二〜四層のうち、一〜一七行目をC、一八〜三五行目をDとした。C・Dの区別については後述する。なお開皇六年造像記は本稿の内容と関係ないため省略した。

まず流内官であるA部分（府佐）とB部分（州佐）についてみていきたい。

「山公寺碑」は、A部分に府佐（長史・行参軍）を列挙しているが、一七行目に長史、一六行目に司馬、一五行目に録事参軍が登場するように、左から右に読むように刻まれている。では、府佐の序列はどうなっているのだろうか。北魏後半期の州府僚佐を列挙した碑刻には、「山公寺碑」以外に、豳州に隣接する涇州で作られた「嵩顕寺碑」（永平二年（五〇九）四月作成）と「南石窟寺碑」（永平三年（五一〇）四月作成²⁰）が知られている。この二碑と「山公寺碑」の府佐の登場順を比較してみよう。まず、『魏書』卷一一三・官氏志に官品序列が記されている長史から府主簿までの三碑の序列を比較すると表1のようになる。長史から中兵参軍までの三碑の序列が一致しており、『魏書』の記述を正確に反映していることが窺える。ただ、「山公寺碑」のみ府主簿を默曹参軍の下位に位置付けていた。これは「兼主簿」とあるように、正員ではなかったためと思われる。

では、嚴耕望氏が序列不明とした列曹参軍・列曹行参軍はどうであろうか。表2は三碑の外兵参軍以下の登場順を比較したものである。これを見ると外兵参軍から城局参軍までの三碑の序列は一致している。『魏書』官氏志によると、参軍事と列曹行参軍の官品は列曹参軍よりも低い。ここから参軍事の上位にある「外兵・城局」が列曹参軍で、参軍事の下位にある「法・默」が列曹行参軍である可能性が出てくる。この問題は後に再度検討する。

三碑の府佐を比較すると、「山公寺碑」には「戸曹・参軍事・鎧曹・田曹・水曹」が見えず、他の二碑には「戸曹・刑獄・集曹・土曹・水曹」が見えない。「嵩顕寺碑」・「南石窟寺碑」に諸参軍が見えないのは、永平二年（五〇九）正月に「戸曹・刑獄・水曹・田曹・集曹・土曹」が廃止されたためと思われる²²。他方、「山公寺碑」に「戸

〔碑陰一層〕

- 01 行參軍董道歡
- 02 行參軍前城内軍副龐羅漢
- 03 行參軍尉其驎
- 04 行參軍劉元祚
- 05 兼主簿輔賢
- 06 默曹參軍兼士曹郭保龍
- 07 法曹參軍兼刑獄集曹事長孫和
- 08 城局參軍席惠訓
- 09 長流參軍奚慶
- 10 騎兵參軍督護陽州縣事陸僧壽
- 11 外兵參軍姚慎終
- 12 中兵參軍兼別駕督護西北地郡事尉靜
- 13 倉曹參軍郭衆憲
- 14 功曹參軍梁神寶
- 15 錄事參軍督護趙興郡事杜特
- 16 司馬魚陽侯受洛干仁
- 17 長史督護襄樂郡事王紹



〔二層〕

- 田曹掾屈男赤城娥
- 水曹掾鄧文石
- 鎧曹掾郭龍蚪
- 刑獄掾郭龍興
- 城局掾路阿雙
- 外長流掾雷衆保
- 內長流掾董道与
- 騎兵掾雷守各
- 外兵掾郭太周
- 都統直兵曹拔拔
- 倉曹掾王天龍
- 戶曹掾卜小星
- 統府功西李毛郎
- 錄事晁金龍
- 錄事雷毛騎取
- 司馬省事曹步渾
- 長史省事鄭李生

〔三層〕

- 法曹史魯文□
- 法曹史董珍□
- 刑獄史皇甫隆壽
- 城局史仵封畢墮
- 外長流史壹成柳
- 內長流史孟道興
- 騎兵史孫那龍
- 外兵史昨和安遷
- 中兵史李共奴
- 倉曹史張道壽
- 戶曹史雜定先生
- 功曹史郭安仁
- 錄事史成定龍
- 錄事史王迴雅
- 默曹掾張天生
- 士曹掾雷丘蹄拔
- 集曹掾郭法安

〔四層〕

- 幢副：
- 城内幢副：
- 城内幢副：
- 三川幢主那：
- 三川幢主：
- 城内幢主：
- 城內幢主：
- 三川軍副郭：
- 城內軍副：
- 城內軍主：
- 三川軍主：
- 城內軍主：
- 默曹史伏：
- 士曹史荔非：
- 集曹史張：
- 田曹史郭：
- 水曹史樊：
- 鎧曹史雷：



- 18 長兼治中從事史主簿魏永
- 19 主簿弥姐李生
- 20 西曹書佐督護彭陽縣事郭槃石
- 21 西曹書佐鄧文祖
- 22 祭酒從事史督護趙安縣事弥姐後進
- 23 祭酒從事史魏阿壽
- 24 部郡從事史弥姐阿元
- 25 部郡從事史魏阿度
- 26 部郡從事史張道達
- 27 前典籤李安生
- 28 典籤解敬賓
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35

B

- | | | |
|----------|----------|-------|
| 門下督趙榮 | 外兵掾荔非飛龍 | 別局史姜… |
| 省事鄭洪伯 | 騎兵掾丁尾普賢 | 金曹史李… |
| 前都錄事張毛儀 | 長流掾王鳳景 | 金曹史… |
| 都錄事魏謝倫 | 長流掾劉歡憲 | 臺倉曹… |
| 錄事彭羌興 | 長流掾路伏安 | 鎮倉曹… |
| 西曹月令上官文德 | 前田曹掾魏道建 | 外兵史… |
| 朝直楊法歡 | 田曹掾成法□ | 騎兵史地… |
| 記室雷太安 | 默曹掾郭黑郎 | 長流史郭… |
| 刺奸□官受洛孤 | 部郡掾弥姐王興 | 長流史… |
| 戶曹掾邢世豪 | 部郡掾劉買龍 | 前田曹史… |
| 佐戶掾弥姐拔文 | 部郡掾趙阿建 | 田曹史… |
| 別局掾郭豹子 | 錄事史辛小李 | 默曹史… |
| 金曹掾屈男文朗 | 錄事史荔非興仁 | 部郡史… |
| 前金曹掾孫毛郎 | 西曹月令史楊衆敬 | 部郡史孫… |
| 金曹掾佐進願 | 典軍張永達 | 部郡史王… |
| 臺倉曹掾郭廣遠 | 前戶曹史辛仲遷 | 別駕教郭… |
| 臺倉曹掾鄧龍安 | 戶曹史寇小保 | 別駕典事… |
| 鎮倉曹掾彭道仁 | 佐戶曹史史文龍 | 別駕典事… |

D

〔碑右側一層〕

- 01 彭陽縣兵曹直比弥姐散
- 02 戶曹史荔非馬郎
- 03 戶曹史未代天保
- 04 金曹史寔俱取
- 05 金曹史樊件宜
- 06 租曹史荔非墮娥
- 07 租曹史寔定龍
- 08 兵曹史雷俱取
- 09 兵曹史供鳥件明
- 10 兵曹史王鳳奴

〔碑左側一層〕

- 01 趙安縣戶曹掾任定安
- 02 金曹掾昨和薄隗
- 03 租曹掾郭元壽
- 04 兵曹掾向伏奴
- 05 兵曹掾雷進安
- 06 戶曹史賈法念

〔二層〕

- 富平縣功曹弥姐龍成
- 主簿周道宜
- 錄事雷景養
- 戶曹掾荔非進成
- 金曹掾弥姐李安
- 租曹掾弥姐守磨
- 兵曹掾雷道明
- 兵曹掾者非安都
- 戶□□□屈奴
- 戶□□□件興

〔三層〕

- 金曹史雷柯拔
- 租曹史王白谷
- 兵曹史雷道平
- 兵曹史雷拔桂
- 安武縣功曹供鳥山壽
- 錄事蓋同件明
- 戶曹掾□□□伯
- 金曹掾：
- 租曹掾：
- 兵曹掾：

〔四層〕

- 戶曹史：
- 戶曹史：
- 金曹史：
- 兵曹史：
- 兵曹史：
- 膚施縣功：
- 主簿：

〔二層〕

- 租曹史大非定成
- 租曹史唐法定
- 兵曹史王道安
- 兵曹史大非午龍
- 兵曹史張曇法
- 定安縣功曹龐天安

〔三層〕

- 租曹掾郭安仁
- 兵曹掾成安國
- 兵曹掾張萬光
- 戶曹史庫衆憲
- 戶曹史王還興
- 戶曹史郭龍安

〔四層〕

- 兵：
- 兵曹：
- 兵曹：
- 獨洛：
- 主簿昨和：
- 錄事雷伏：

- 07 戸曹史苟阿法
主簿路龍保
金曹史張安保
戸曹掾雷伯…
- 08 戸曹史趙定衆
録事嚴道郎
金曹史成萬壽
金曹掾昨和天…
- 09 金曹史王進保
戸曹掾路天勛
租曹史范龍光
租曹掾張建…
- 10 金曹史郭龍保
金曹掾楊清奴
租曹史董道龍
兵曹掾雷俱…

表1：三碑・魏書における長史（府主簿の序列）

山公寺碑	長史	司馬	録事參軍	功曹參軍	戸曹參軍	倉曹參軍	中兵參軍	府主簿
嵩顛寺碑	長史	司馬		功曹參軍		倉曹參軍	中兵參軍	府主簿
南石窟寺碑	長史	司馬	録事參軍	功曹參軍		倉曹參軍	中兵參軍	府主簿
『魏書』官氏志	長史	司馬	録事參軍	功曹參軍	戸曹參軍	倉曹參軍	中兵參軍	府主簿

表2：三碑における外兵參軍以下の序列

山公寺碑	外兵	騎兵	長流	城局	參軍事	法（兼刑獄・集）	黙（兼士）	兼主簿	行參軍
嵩顛寺碑	外兵	騎兵	長流		參軍事	法	黙		
南石窟寺碑	外兵	騎兵	長流	城局	參軍事	法	黙		

表3：三碑・魏書における州佐序列

山公寺碑	治中	主簿	西曹書佐	祭酒	部郡	典籤
嵩顛寺碑	別駕	治中	西曹書佐	祭酒	部郡	
南石窟寺碑	別駕	治中	西曹	祭酒	部郡	
『魏書』官氏志	別駕	治中	西曹書佐	祭酒		

曹・參軍事・鎧曹・田曹・水曹」が見えない理由は不明だが、欠員の可能性が考えられよう。

次に州佐を見てみよう。「山公寺碑」のB部分の州佐登場順を府佐と同様に、二碑および『魏書』官氏志と比較すると表3のようになる。なお、「山公寺碑」には別駕が見えないが、これは中兵參軍の尉靜が兼任しているためである。表によると別駕から部郡までの三碑の登場順が一致している。⁽²³⁾「山公寺碑」で部郡の後にみえる典籤は「嵩頭寺碑」・「南石窟寺碑」・『魏書』官氏志に見えない。嚴耕望氏は北魏の典籤を府佐とし、高敏氏は北魏時代に典籤は存在していなかったとするが、⁽²⁴⁾「山公寺碑」によつて北魏後半期の典籤が州佐であったことが判明した。⁽²⁵⁾なお、三碑には嚴氏が州佐としてあげた諸從事（戸曹・租曹・法曹・武猛）は見えない。⁽²⁶⁾三碑の建立時期には未設置だったのだろうか。あるいは幽州・涇州等の中・下州には設置されなかった可能性もある。後考に期したい。

ここで「山公寺碑」A・B部分中の郡県長官に目を向けてみたい。当時は、往々にして州府僚佐が郡太守や県令にかわつて郡県長官をつとめた。⁽²⁷⁾州府僚佐による郡県長官の兼任を「帶某郡（県）」というが、石刻史料には「督護某郡（県）事」という表記も散見される。⁽²⁸⁾三碑では、「山公寺碑」にのみ「督護某郡（県）事」が見えた。そのうち郡長官は、全て府佐（長史・録事參軍・中兵參軍兼別駕）で占められていた。一方、県長官は、府佐（騎兵參軍）が一名、州佐（西曹書佐・祭酒從事史）が二名で、州佐による兼任が多い。府佐が郡長官を、州佐が県長官を兼任していることから、府佐が州佐より上位にあったことが確認できる。なお、「山公寺碑」には督護某県事は三名しか見えない。その他の県令は現在失われている下半部に記されていたのだろうか。現時点では不明である。

四、「山公寺碑」中の流外官について

次に「山公寺碑」中の流外官について考察する。北魏の流外官が孝文帝の官制改革時に整備されたことは、すでに宮崎市定氏が指摘している。⁽²⁹⁾しかし、『魏書』官氏志に地方の流外官に関する記述がないため、その詳細は不明であった。嚴耕望氏は石刻史料を用いて、北魏後半期の郡に掾・佐が、県に掾・史が置かれていたことを明らかにした。⁽³⁰⁾さらに戸川貴行氏は郡の掾・佐に「県姓」(父老・民望層Ⅱ庶民身分の有力勢力)が就任したとする。⁽³¹⁾また、若年時の高歡の交友関係を記した『北史』卷六・齊本紀上に、

懷朔省事の雲中の司馬子如及び秀容の人劉貴・中山の人賈顯智と奔走の友と爲る。懷朔戸曹史の孫騰・外兵史の侯景も亦た相い友結す。⁽³²⁾

とあり、また、炳靈寺石窟一六九窟第三龕の延昌四年(五一五)「造窟題記」に、「鄴善鎮鎧曹掾」と見えること⁽³³⁾から、北魏後半期の鎮に掾・史が存在したこともわかる。

一方、北魏後半期の州府僚佐に属する流外官について、嚴耕望氏は何ら言及せず、王万盈氏が掾・史の存在を推測するに止まる。⁽³⁴⁾しかし、西魏の大統一五年(五四九)造「夫蒙洪貴造像銘」碑陽に「父北雍州倉曹掾夫蒙□」とあるように⁽³⁵⁾、西魏の州には掾が存在した。また、北魏後半期の制度を継受した北齊の州府僚佐にも掾・史が置かれていた。⁽³⁶⁾これらのことから北魏後半期の州府僚佐にも掾・史が置かれていた可能性は極めて高い。

以下、「山公寺碑」中の流外官について分析する。なお、「山公寺碑」中の掾・史は、府佐(A部分)・州佐(B部

分)と同じく、一七行目と一八行目を境に二グループに分けられる。本稿では第二～四層一～一七行目をC、第二～四層一八～三五行目をDとした。

(1) 府佐に属する流外官

C部分の官名は二層～四層いずれも一七行目から右に読むと府佐(A部分)の参軍序列と一致する。表4と表5は「山公寺碑」・「嵩顕寺碑」・「南石窟寺碑」の府佐と「山公寺碑」C部分の掾・史の登場順を比較したものである。「山公寺碑」中の流外官に言及した「暨・宋論文」は、C部分の掾を州佐とし、史を郡の属官とする。しかし、「山公寺碑」には郡を示す語がない。表4・表5を見ると、C部分の掾・史の名称は、参軍の名称と一致している。ここから、C部分の掾・史は府佐に属する流外官であり、それぞれ同名の参軍の属官とみて間違いない。⁽³⁷⁾掾ではない「長史省事・司馬省事・録事・統府功西・都統直兵」は、登場順を踏まえると、それぞれ「長史・司馬・録事参軍・功曹参軍・中兵参軍」の属官となる。

また、表5によって先に保留した列曹参軍・列曹行参軍の区別・序列を特定できる。「魏書」官氏志によると、参軍事と列曹行参軍の官品は列曹参軍よりも低い。となると「嵩顕寺碑」・「南石窟寺碑」において参軍事の上位にある「外兵・騎兵・長流・城局」は列曹参軍であり、参軍事の下位に見える「法曹・鎧曹・田曹・默曹」は列曹行参軍となる。また、「嵩顕寺碑」と「南石窟寺碑」に見えない「水曹・集曹・土曹」は、「山公寺碑」C部分で「鎧曹・田曹・默曹」の間にあることから、列曹行参軍とみてよい。同じく、「嵩顕寺碑」と「南石窟寺碑」に見えない

い「刑獄」は、「山公寺碑」C部分で「城局」と「法曹」の間に見える。北斉の「刑獄参軍」が列曹参軍であることから、北魏の「刑獄参軍」も列曹参軍と思われる。

以上の結果、北魏後半期の列曹参軍の官名・序列は「外兵・騎兵・長流・城局・刑獄」であり、列曹行参軍の官名・序列は「法曹・鎧曹・水曹・田曹・集曹・士曹・默曹」であることが判明した。⁽³⁸⁾

なお、C部分第四層(二→一)行目)には、北魏後半期の地方軍の下級指揮官である軍主・軍副・幢主・幢副が登場する。⁽³⁹⁾ 軍主・幢主らも將軍府に属していたのだろうか。この問題は、今後の課題としたい。

表4：三碑における長史と主簿の序列

山公寺碑	府佐	長史	司馬	録事参軍	功曹参軍	倉曹参軍	中兵参軍
	C掾	長史省事	司馬省事	録事	統府功西	倉曹掾	都統直兵
	C史			録事史	功曹史	倉曹史	中兵史
嵩顛寺碑		長史	司馬		功曹参軍	倉曹参軍	中兵参軍
南石窟寺碑		長史	司馬	録事参軍	功曹参軍	倉曹参軍	中兵参軍
							府主簿

表5：三碑における列曹参軍と列曹行参軍の序列

山公寺碑	府佐	騎兵	長流	城局		法(兼刑獄・集)		默(兼士)
	C掾	騎兵	内長流・外長流	城局	刑獄		水	
	C史	騎兵	内長流・外長流	城局	刑獄	法	水	
嵩顛寺碑		騎兵	長流			法	水	
南石窟寺碑		騎兵	長流	城局			水	
					参軍事		田	
							集	
							士	
							士	
							默	
							默	
							默	
							默	

表6：D部分の官名

門下督	門下督・省事・都録事・録事・西曹月令・朝直・記室・刺奸〔姦〕□官
掾	戸曹・佐戸・別局・金曹・臺倉曹・鎮倉曹・外兵・騎兵・長流・田曹・默曹・部郡
史以下	録事・西曹月令・典軍・戸曹・佐戸・別局・金曹・臺倉曹・鎮倉曹・外兵・騎兵・長流・田曹・默曹・部郡・別駕教・別駕典事
	*典軍・別駕教・別駕典事は「史」ではない

(2) 州佐に属する流外官

次にD部分をみてみよう。D部分はB部分と同じく、一八行目より通常通り左方向に読むと、表6の如く官名を整理できる。嚴耕望氏は北魏後半期の州佐の流外官として門下督・省事・録事をあげている。⁽⁴⁰⁾他方、朝直(職掌不明)⁽⁴¹⁾・記室(書記)・刺姦(官吏督察)は、『魏書』に見えず嚴耕望氏も言及していない。『隋書』卷二七・百官志中によると、これらは北斉の州佐流外官に見える。「山公寺碑」によつて、北魏後半期の州佐流外官にも朝直・記室・刺姦が置かれていたことが明らかとなった。

門下督は刺姦の次に登場する掾・史だが、『暨・宋論文』は全て郡属官とする。しかし、「山公寺碑」には郡を示す語がない。また、州佐の流外官である門下督は刺姦に続けて、急に郡属官が登場するとは考えにくい。さらに、嚴耕望氏によると、北魏の郡の掾・佐は「西曹・戸曹・金曹・租曹・兵曹・法曹・集曹」であり、⁽⁴²⁾D部分の掾・史とは一致しない。D部分の掾・史のうち、「佐戸曹・別局・金曹・臺倉曹・鎮倉曹・部郡」は、府佐の参軍名や府佐掾・史(C部分)には見えない。このうち「部郡」が州佐の部郡従事史の属官と思われることから、参軍名と一致しない掾・史が多数登場するD部分は、州佐の流外官とみてよいだろう。なお、北斉の州佐の掾・史は「記室・

戸・田・金・租・兵・法・部郡」であり、D部分の掾・史と一致していない。北齊は大幅に掾・史を整理したものである。⁽⁴³⁾

州佐掾・史の登場順をみると、行政関係（戸・佐戸・別局・金・臺倉・鎮倉）の掾・史が軍事関係（外兵・騎兵）や法律関係（長流・黙）の掾・史よりも上位に位置しており、州佐の中心業務が行政にあったことが確認できる。また、典軍や軍事関係の掾・史も存在しており、州佐も軍事と無関係であったわけではない。ただ、州佐と府佐の掾・史には、官名の一致する官（戸曹・外兵・騎兵・長流・田曹・黙曹）や、官名は異なるが職掌の重なる官（府佐の倉曹と州佐の臺倉曹・鎮倉曹）が多く、州佐にのみ見える掾・史は別局・金曹・部郡に留まる。当時は府佐が州佐より優位にあり、行政に深く関与していたことから、州佐掾・史がどこまで行政・軍事を担ったか、現段階では不明である。この問題については、後考に期したい。

では、州佐（流内官）のうち、どの官がこれらの掾・史を統括したのだろうか。既述したように「山公寺碑」には諸從事（戸曹・租曹・法曹・武猛）が見えない。となると、掾・史は州刺史に直属していたのだろうか。しかし、これだけ多くの掾・史が州刺史直属だったとは考えにくい。南朝の宋では、『宋書』巻四〇・百官志下に「祭酒分掌諸曹兵・賊・倉・戸・水・鎧之屬」とあるように祭酒從事史が諸曹を掌っていた。孝文帝の官制改革が南朝の制度の影響をうけていること⁽⁴⁶⁾を踏まえると、北魏でも祭酒從事史が掾・史を統括した可能性が考えられるのではないだろうか。

以上の検討によって、C・D部分の掾・史が府佐・州佐の属官であり、郡属官でないことが判明した。おそらく

郡属官は「山公寺碑」の下半部に列挙されていたのであろう。なぜなら、「山公寺碑」の碑側には、県属官が列挙されており、郡属官のみ刻まれなかったとは考え難いからだ。碑側の県属官をみると、碑右側第二〜四層（富平県・安武県）と碑左側第二〜三層（定安県）には「県功曹・主簿・録事・掾史（戸・金・租・兵）」が整然と並んでいる。また、碑左側第四層の独洛（樂）県の属官も功曹から兵曹掾まで列挙されている。これに対し、碑右側第一層の彭陽県の属官は「兵曹直比」から、碑左側第一層の趙安県は「戸曹掾」からとなっている。富平・安武・定安・独樂の四県の事例を踏まえると、彭陽・趙安県の属官も功曹から掾・史まで列挙されていた可能性が高い。おそらく、碑陰下部に州・郡に続いて県属官の一部が記されており、その続きが碑側に刻まれたのであろう。また、陽周・高望・襄樂の三県の属官は見えないが、碑陰・碑側の下部に刻まれていたものと思われる。ただし、碑の下半部がないため、あくまで推測にとどまる。

五、「山公寺碑」中の州府僚佐・県属官就任者

（一）州府僚佐・県属官就任者の分析

本稿での検討の結果、州府僚佐に流外官が設置されていたことが明らかとなった。では、「山公寺碑」中の州府僚佐・流外官・県属官には、どのような勢力が就任していたのだろうか。「暨・宋論文」は「山公寺碑」中の諸姓の「部族」を特定し、外州人（鮮卑）の多い府佐（A部分）を除き、殆どの人物が豳州土着の非漢族であるとする。これに対し、「侯論文」は「部族」の特定には慎重であり、本貫が記されている「嵩顕寺碑」・「南石窟寺碑」中の

府佐・州佐を分析し、涇州では府佐に外州人が多く、州佐は本州人が多数を占めることを確認し、「山公寺碑」も同様であろうとする。また、州県属吏に幽州出身の非漢族（特に羌族）が多く、北魏の統治者である鮮卑が殆ど見えないとする。結論として、両論文とも府佐に外州人が多く、州佐に本州人（主に非漢族）が多いと理解する。しかし、両論文ともそれ以上の分析を加えていない。本稿では、州佐・府佐・州府流外官・県属官ごとに就任者を分析し、幽州の有力勢力の存在状況をより詳しく見ていきたい。なお、諸姓の「部族」の比定は姚薇元『北朝胡姓考（修訂本）』（中華書局、二〇〇七年、初版一九六二年）によったが、安易に特定する事は慎んだ。まず、「山公寺碑」中の姓名の全体的傾向を押さえておきたい。「山公寺碑」中で姓が確認できる人物は一七三名であり、姓の登場数の多い順に並べると表7のようになる。郭氏が一九名と最も多く、ついで雷氏が一六名、張・王氏が各一〇名、弥姐氏が九名、荔非氏が六名、魏氏が五名と続く。このうち雷・弥姐・荔非氏は羌族である⁽⁴⁷⁾。

表7：山公寺碑姓名登場数

10名以上	郭（19名）、雷（16名）、張・王（各10名）
5名以上	弥姐（9名）、荔非（6名）、魏（5名）
3名以上	成・李・董・路・昨和（各4名）、趙・黨・劉・鄧・孫・楊（各3名）
2名	尉・鄭・曹・彭・屈男・辛・供鳥・樊・大非・龐
1名	受洛干・杜・梁・姚・陸・奚・席・長孫・輔
A部分	
解	
B部分	
晁・卜・雜定・孟・仵封・皇甫・魯・伏	
C部分	
上官・受洛・邢・佐・丁尾・寇・史・姜・地・那	
D部分	
未代・周・者非・蓋同・任・向・賈・苟・唐・嚴・庫・范	
碑側	

北魏後半期の州府僚佐

会田

氏は九名、荔非氏が六名、魏氏が五名と続く。このうち雷・弥姐・荔非氏は羌族である⁽⁴⁷⁾。では、まず州佐就任者を見てみよう。州佐（B部分二一名）には、総計七姓見える。そのうち登場数が多いのは、魏・弥姐（各三名）・李（二名）である。州佐は地元の

有力勢力が就任する官であったこと⁽⁴⁸⁾から、魏・弥姐（羌族）・李氏は幽州の有力勢力と認められる。また、「山公寺碑」中で最も登場数の多い郭氏も西曹書佐に就任していた。郭氏は、『周書』卷二八・權景宣伝附郭賢伝に「賢字道因、趙興陽州人也」とあるように幽州趙興郡を本貫としていた。郭賢が北魏末に州主簿に就任していることや、「山公寺碑」中に郭氏が最も多く登場することから、郭氏も幽州の有力勢力とみてよい。

府佐の流外官（C部分の姓が確認できる人物四二名）には総計二六姓みえ、郭（七名）・雷（五名）・張（三名）・曹・李・王・董（各二名）の順で登場数が多い。先に述べたように戸川貴行氏は、郡の流外官に隕姓（庶民身分の有力勢力）が就任していたと⁽⁴⁹⁾する。これと同様に州府流外官にも地方有力勢力が就任していたと考えられよう。郭・李氏は州佐にも登場する幽州の有力勢力である。また、雷（羌族）・王・張氏も「山公寺碑」中で登場数が郭氏に次いでおり、幽州の有力勢力とみなせる。C部分には、雷氏以外にも羌族系（屈男・昨和・荔非・壹・雜定・忤封）が六名見える⁽⁵⁰⁾。

州佐の流外官（D部分の姓が確認できる人物四三名）には総計二八姓みえる。登場数が多い姓は、郭（五名）・趙・張・魏・彭・楊・弥姐・孫・荔非・王・劉・辛（各二名）である。このうち郭・張・魏・弥姐・王氏は幽州の有力勢力である。D部分にも羌族系（弥姐・荔非・屈男・丁尾）が六名見える⁽⁵¹⁾。

隕属官（姓が確認できる人物六〇名）には総計二九姓確認できる。登場数は雷（一〇名）・王（五名）・弥姐・郭・張（各四名）・荔非・昨和（各三名）の順で多い。このうち、雷・王・弥姐・郭・張氏は、幽州の有力勢力である。また、雷・弥姐・荔非・昨和・壹氏は羌族である。その他に、供鳥・大非・未代・者非・蓋同氏も羌族と思われる⁽⁵²⁾。供鳥・

大非・未代・者非・蓋同氏は県属官にしか見えないことから、州レベルではなく、郡県レベルの有力勢力であろう。では、府佐はどうだろうか。府佐の姓（A部分一七名）を列挙すると表8のようになる。このうち、受洛干（司馬）・尉（中兵参軍・行参軍）・陸（騎兵参軍）・奚（長流参軍）・長孫氏（法曹参軍）は鮮卑である。「暨・宋論文」はさらに杜氏（録事参軍）を鮮卑とし、席氏（城局参軍）を安定の漢族大姓とする。上記の諸姓と梁（功曹参軍）・姚（外兵参軍）・輔氏（兼主簿）は、A部分にしか見えず、幽州の有力勢力とは考えられない。また、府佐には幽州の有力勢力である張・魏・李氏や羌族の雷・弥姐氏などが見えない。A部分一七名のうち、上記の一名が確実に外州人であることから、府佐に外州人が多いとする「侯論文」と「暨・宋論文」の指摘は正しいこととなる。ただし、行参軍の董道歛は、内長流掾（府佐流外官）の董道与（第二層七行目）と輩行を同じくし、倉曹参軍と黙曹参軍は「山公

表8：府佐（A部分）登場姓

2名	郭・尉
1名	王・受洛干・杜・梁・姚・陸・奚・席・長孫・輔・劉・龐・董

寺碑」で最も登場数の多い郭氏であった。嚴耕望氏が指摘したように、府佐に本州出身者を登用することも少なくないことから、彼らは幽州出身者の可能性が考えられる。

(2) 「山公寺碑」からみた幽州の非漢族勢力

「山公寺碑」で姓の確認できる人物のうち、羌族系は雷・弥姐・荔非・昨和・党・屈男・供鳥・大非・丁尾・雜定・仵封・未代・者非・蓋同の五〇名（約二八・九%）である。⁽⁵⁵⁾これに基づくと、州佐における羌族系の割合は三

／一一（約二七・三％）、府佐流外官は一一／四二（約二六・二％）、州佐流外官は七／四三（約一六・三％）、県属官は二九／六〇（約四八・三％）となる。羌族系以外の非漢族も多数存在したと考えられることから、実際の非漢族の割合は更に高くなるであろう。⁽⁵⁶⁾

このうち雷・弥姐・荔非氏は、州佐や州府流外官に複数名就任できる州レベルの有力勢力であった。なかでも弥姐氏は、州佐に三名（主簿・祭酒・部郡）も就任しており、羌族系の中では最も有力な勢力であったと思われる。一方、雑定・乍封・丁尾氏は州府流外官に一名しか就任できない中小勢力であった。俱鳥・未代・者非・蓋同・大非氏のように県属官にしか登場しない姓も存在しており、羌族系の中にも多様な勢力が存在していたことが窺える。また、県属官に就任した羌族系の割合をみると、隴州の治所が置かれた趙興郡下の定安県は〇／一五、趙安県は四／一五であったのに対し、西北地郡下の彭陽県では八／一〇、富平県では一〇／一二であった。治所が置かれた趙興郡では羌族系の勢力がさほど強くなく、西北地郡では強かった様子がうかがえる。

このように隴州には多数の非漢族勢力が存在していた。この点について侯旭東氏は、六世紀初頭の隴州は非漢族が多いものの、「山公寺碑」に「酋大」・「部大」などの部族長を示す名称が見えないことから、非漢族の編戸化が完成しており、部族組織は消滅していたとする。⁽⁵⁷⁾しかし、「山公寺碑」に窺えるようにに、隴州には多数の羌族系の有力勢力が存在していた。部族長を示す語が見えないからといって、部族組織が消滅していたとみてよいのだろうか。⁽⁵⁸⁾編戸化が進んだとしても、部族の紐帯は依然として保たれていた可能性は高いと思われる。ここで参考となるのが、唐長孺氏と兼平充明氏の見解である。唐長孺氏は、夏州・肆州・秦州などの事例をあげ、北魏が鎮を州に改

めた際、「部落組織」を解散していたか否かを問わず、地方の大姓である胡・氏・羌などの「部落酋豪」の子弟を州郡県の僚佐に辟召したとする。⁽⁵⁹⁾ また、兼平充明氏は北周の氏族の事例を取り上げ、「酋長」等の称号や武官の官位、ときには賜姓などの恩典をあたえて、部族的形態を維持させたまま、彼らを取り込みようとした。そして氏族の領袖の方もこうした政権側の後ろ盾を背景に、配下の部衆への統率を保持しようとしていた」と述べている。⁽⁶⁰⁾ 六世紀初頭の幽州でも、部族に対する影響力を期待して、州佐や州府流外官・県属官などに非漢族有力勢力の領袖や成員を登用し、その取り込みを図っていたのではないだろうか。

六、おわりに

本稿での検討結果をまとめると次のようになる。

①従来不明とされてきた北魏後半期の列曹参軍（外兵・騎兵・長流・城局・刑獄）と列曹行参軍（法・鎧・水・田・集・士・黙）の区別と序列が明確化した。また、州府僚佐に流外官（掾・史）が置かれていたことが確認できた。府佐では、長史から列曹行参軍まで直属の流外官が置かれ、州佐にも多数の流外官が設置されていた。（次頁系統図参照）

②「山公寺碑」の州府僚佐・県属官就任者を分析した結果、幽州の有力勢力は郭・張・王・魏氏や羌族の雷・弥姐氏などであり、州佐・州府流外官・県属官には多くの非漢族が登用されていた。一方、府佐の多くは他地域出身者であったが、一部には幽州の有力勢力が登用されていた。

③幽州には多数の非漢族が居住していたが、その中には州佐や州府流外官に複数名就任できる州レベルの有力勢力が存在する一方で、県属官にしか就任できない郡県レベルの勢力も存在していた。幽州では彼らを州佐や州府流外官に登用することで、非漢族の取り込みを図っていたものと思われる。

最後に本稿での検討結果を踏まえ、北魏後半期の州府流外官の役割について再度考えてみたい。州佐の掾・史には、府佐と官名の一致する官や、官名は異なるが職掌の重なる官が多く、州佐にのみ見える掾・史は別局・金曹・部郡に留まる。当時は府佐が州佐に優越しており、行政に深く関与していた。とすれば、府佐と重複する州佐掾・史の存在価値は低いことになる。そもそも流外官は孝文帝の官制改革時に整備された。にも関わらず、何故これほど多くの州佐掾・史が置かれたのだろうか。戸川貴行氏は、孝文帝の氏族分定・民爵賜与を分析し、北魏は郷里社会の秩序を担う地方勢力（父老・民望層）に対し、州郡の流外官をへて県令を最終官とする県姓を設定することで、彼らを政権下に取り込み、郷里社会に国家権力を浸透させようとしたとする⁽⁶¹⁾。戸川氏の見解を踏まえると、氏族分定と流外官の設置には密接な関係があるように思われる。すなわち、地方有力勢力の取り込みに多くの流外官が必要とされたため、府佐との重複も厭わずに州佐掾・史が多数設置されたという側面もあるのではないだろうか。その一方、幽州のように非漢族が多数居住する地域では、彼らを取り込む一手段として州佐掾・史が利用されたものと思われる。この問題はより考究を深める必要があるう。

今後は、北魏後半期の州府僚佐が、東西魏の分裂を経て、北斉・北周でどのように継受・改編されたのか検討を重ね、その改編の社会的背景を明らかにしていきたい。

註

- (1) 浜口重国「所謂、隋の郷官廢止に就いて」(同著『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大学出版会、一九六六年、初出一九四一年)、嚴耕望『中国地方行政制度史・乙部・魏晉南北朝地方行政制度』下冊(中央研究院歷史語言研究所、一九九七年、初版一九六三年)第四章「州府僚佐」、宮崎市定『宮崎市定全集六 九品官人法』(岩波書店、一九九二年、初版一九五六年)四一四〜四一七頁、福島繁次郎「北魏の考課と停年格」(同著『増訂中国南北朝史研究』名著出版、一九七九年、初出一九六二年)参照。また、參軍事の起源については、石井仁「參軍事考」六朝軍府僚屬の起源をめぐって」(『文化』五一―三・四、東北大学文学會、一九八八年)参照。なお、先行研究では、州府僚佐を州官・府官とも表記するが、本稿では嚴氏に従って州佐・府佐とする。
- (2) 具体例については、石井仁「南朝における隨府府佐―梁の簡文帝集團を中心として―」(『集刊東洋学』五三、中国文哲研究會、一九八五年)、同「梁の元帝集團と荊州政權―『隨府府佐』再論―」(『集刊東洋学』五六、中国文哲研究會、一九八六年)参照。ただし、当時、府佐の本籍地任用も少なくなかった。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五八一〜五八四頁参照。
- (3) 汪徵魯氏は、北魏後半期になると州主簿などに就任する際に「解巾」・「解褐」といった用語が使用されず、流外官扱いされるようになったとする。汪徵魯「吏之研究」(同著『魏晉南北朝選官体制研究』福建人民出版社、一九九五年)一二〇〜一二六頁参照。ただし、既に五胡十六國時代の高昌郡の文書中で、府佐が郡佐の上位にあることから、実際には一貫して府佐が優位にあった可能性が考えられる。唐長孺「吐魯番文書中所見高昌郡県行政制度」(同著『山居存稿』中華書局、一九八九年、初出一九七八年)参照。
- (4) 浜口重国氏は、北斉では州佐流内官が北魏に比べ半減し、北魏よりも更に府佐に重きが置かれたとする。前掲註(1) 浜口論文参照。また、嚴耕望氏は、北周では州佐と府佐の区別がなかった可能性を指摘している。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五九八〜五九九頁参照。しかし、両氏とも北魏と北斉・北周の州府僚佐の継受関係については検討していない。
- (5) 前掲註(1) 宮崎書三二四〜三三九頁参照。なお、流外官の設置時期について、越智重明氏は太和一七年(四九三)とし、宮崎氏は太和一九年(四九五)とする。越智重

明「晋南北朝の流、職掌、胥について」(『法制史研究』二一、法制史学会、一九七二年)参照。流外官の設置時期に関する研究整理については、岡部毅史「北魏における官の清濁について」(『大阪市立大学東洋史論叢』一一、大阪市立大学東洋史研究室、二〇〇〇年)が詳しい。

(6) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊第四章「州府僚佐」参照。

(7) なお、従三品以下の將軍号の場合、諮議參軍・記室參軍・功曹史は略された。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五五七頁参照。

(8) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊五五七～五七四頁参照。

(9) 北魏の官職全般を検討した兪鹿年『北魏職官制度考』

(社会科学文獻出版社、二〇〇八年)も、北魏後半期の州府僚佐については、嚴耕望氏の研究を踏襲するのみである。

(10) 王万盈「北魏財政政策与地方財政」(同著『転型的北魏財政研究』光明日報出版社、二〇〇六年)一六〇～一六二頁参照。

(11) 前掲註(1) 福島論文参照。

(12) 侯旭東「『大代持節幽州刺史山公寺碑』所見史事考——兼論北魏對待境内胡族の政策——」(『紀念西安碑林九百二十周年華誕國際學術研討會論文集』文物出版社、二〇〇八年、以下「侯論文」と略)参照。また、拓本・録文は、毛速明

校注『漢魏六朝碑刻校注』第四冊(線裝書局、二〇〇八年)二六～三一頁にもある。なお、碑陽の録文は紙幅の関係で省略する。

(13) 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』(天津古籍出版社、二〇〇八年、初版一九九二年)二六二～二六三頁、前掲註(12)『漢魏六朝碑刻校注』第六冊二七八～二八〇頁参照。

(14) 姚薇元氏は、諸史料を博搜し、「土難氏」を「吐難氏」の誤りとする。姚薇元『北朝胡姓考(修訂本)』(中華書局、二〇〇七年、初版一九六二年)一七〇頁参照。

(15) 汾州は現在の山西省臨県。中州と思われる。各州の等級については、窪添慶文「北魏の州の等級について」(同著『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年、初出一九八八年)参照。汾州には四三四年から四八八年まで鎮(吐京鎮)が置かれていた。『魏書』卷一〇六上・地形志五・汾州参照。「侯論文」は、碑陽下段三三行目に「鎮將」とあることから、山累は吐京鎮將に就任したとする。

(16) 「累忝沐恩景、世荷榮爵。歷侍三朝、出牧汾蕃。皇上流恩、遷任此州。」

(17) 「幽州刺史山累、率州府綱佐、仰爲孝文帝立追獻寺三級。……規嗣「制」之初、於寺所絕壁之際、有靈井三區、忽然自成。淨麗淵圓、今古莫見。非至神著感、幽顯薦祥、

如斯休徵、何可聞觀。遂乃鐫石立頌焉。」

(18) 暨遠志・宋文玉「北朝遼寧地区部族石窟的分期与思考」
『藝術史研究』七、中山大学出版社、二〇〇五年、以下
「暨・宋論文」と略。この論文は、雲岡石窟研究院編『二〇〇五年雲岡国際學術研討會論文集 研究卷』(文物出版社、二〇〇六年)にも転載された。

(19) 録文は「侯論文」および前掲註(12)『漢魏六朝碑刻校注』を参考とし、「山公寺碑」碑陰・碑側の写真と『文物』(二〇〇七―七)所載の拓本に基づき作成した。なお、写真は佐藤智水教授よりいただいた。記して深謝申し上げたい。

(20) 「嵩顛寺碑」は、涇州刺史(中州)の高綽が、嵩顛寺を建立した際に作った造寺碑である。碑陰に三層にわたって州府僚佐(府佐一六名・州佐一三名)が列挙されていた。秦明智「北魏涇州二碑考」(『西北史地』一九八四―三)参照。録文は王素・李方『魏晋南北朝敦煌文献編年』(新文豊出版公司、一九九七年)一六〇―一六二頁によった。「南石窟寺碑」は、平西將軍(正三品)・涇州刺史奚康生が、南石窟寺を建立した際に作った造窟碑である。碑陰の第一・第二層に州府僚佐(府佐一七名・州佐一七名・郡太守五名)が列挙されている。甘肅省博物館「甘肅涇川南石窟調查報告」

告」(考古)一九八三―一〇)参照。拓本・録文は顏娟英主編『北朝佛教石刻拓片百品』(中央研究院歷史語言研究所、二〇〇八年)三三―三五頁参照。

(21) なお、「山公寺碑」を作成した山果は、冠軍將軍(從三品)であるため、「諮議參軍・記室參軍」は置かれていない。前掲註(7)参照。また、「南石窟寺碑」を建立した奚康生は、平西將軍(正三品)であり、本来、「諮議參軍・記室參軍」が置かれたはずだが、永平二年(五〇九)正月に兩參軍が廃止されたため、記されていない。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五六七―五七二頁参照。

(22) 『魏書』卷一一三・官氏志には「(永平)二年正月……(高)肇又奏諸州諮議・記室・戶曹・刑獄・田曹・水曹・集曹・土曹參軍悉併省之。」とある。しかし、これらの官職は北魏末に再び登場していることから、一時的に廃止されただけと思われる。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五六七―五七二頁参照。

(23) ただし、「山公寺碑」の治中は「長兼治中從事史主簿魏永」である。「長兼」について、錢大昕撰『廿二史考異』卷三六・南史二・王儉伝は「長兼者、未正授之稱」とする。北魏時代の用例には、『魏書』卷七・高祖紀下・太和三年条「二月辛亥、以長兼太尉・咸陽王禧爲正太尉」がある。

このことから、魏水の本官は「主簿」であつたと思われる。

- (24) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊五七四頁、高敏「北朝典籤制度試探」(同著『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年、初出二〇〇三年) 参照。高敏氏は、北齊の典籤の職掌を倉庫関係文書と財物の出納管理とする。
- (25) 北齊の典籤が州佐であることも傍証となろう。『隋書』卷二七・百官志中参照。

(26) これらの官は『魏書』卷一一三・官氏志には登場しない。嚴耕望氏は『魏書』や造像記などの諸史料を博搜し、北魏の州佐に置かれていたとする。前掲註(1) 嚴耕望書下冊五五四～五五五頁参照。ただし、いずれも司州か北魏末・東魏の事例である。

- (27) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊五四八、五五三、五六一～五六四頁参照。

(28) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊八五六頁は、「督護」を「帯」の異称ではないかとする。

- (29) 前掲註(5) 参照。

(30) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊六一八、六三〇～六三二頁参照。

- (31) 戸川貴行「北魏孝文帝の姓族分定と民爵賜与について」(『東アジアと日本―交流と変容―』二、九州大学大学院比

較社会文化研究院、二〇〇五年) 参照。

- (32) 與懷朔省事雲中司馬子如及秀容人劉貴・中山人賈顯智爲奔走之友。懷朔戸曹史孫騰・外兵史侯景亦相友結。

(33) 録文は前掲註(20) 王素・李方書一八〇頁、杜斗城・王亨通主編『炳靈寺石窟内容総録』(蘭州大学出版社、二〇〇六年) 一八一頁参照。

- (34) 前掲註(10) 王論文参照。

(35) 「天蒙洪貴造像銘」は陝西省耀県で発見された。現在、薬王山碑林に収蔵されている。録文は佐藤智水「陝西省耀県薬王山碑林造像銘集録(初稿)」(『4～6世紀における華北石刻史料の調査・研究』平成一三年度～平成一六年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1) 研究成果報告書、二〇〇五年) 一〇六～一〇八頁参照。

- (36) 『隋書』卷二七・百官志中参照。

(37) 嚴耕望氏は、南朝の各曹参军には掾・令史などの流外官が属していたとする。前掲註(1) 嚴耕望書上冊一八二～一八三頁参照。

(38) 北齊の列曹行参军が「法曹・墨(默)曹・田曹・鎧曹・集曹・土曹」であることも傍証となろう。『隋書』卷二七・百官志中参照。

- (39) 軍主・幢主については、宮川尚志「南北朝の軍主・隊

主・戌主等について」(同著『六朝史研究 政治・社会篇』平楽寺書店、一九九二年(複製第二版)、初出一九五五年)、周一良「軍主・幢主・隊主」(同著『魏晉南北朝札記』中華書局、一九八五年)、張金龍「北朝五職源流考」(殷憲主編『北朝史研究』商務印書館、二〇〇四年)、山口正晃「敦煌研究院藏『北魏敦煌鎮軍官籍簿』(敦研068號)について」(高田時雄編『敦煌写本研究年報』創刊号、京都大学人文科学研究所、二〇〇七年)参照。

(40) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊五五四、五八九頁参照。

(41) 朝直が、宿直・朝廷に入侍する意であることから、宿直・護衛の官か。

(42) 前掲註(1) 嚴耕望書下冊六一四頁参照。

(43) 『隋書』卷二七・百官志中参照。

(44) 臺倉曹・鎮倉曹は職掌不明だが、「倉」を含んでいることから、倉庫關係を職掌としていたと思われる。「臺」には中央の官省・朝廷・役所の意があることから、「臺倉曹」が中央に輸送するための倉を管理し、「鎮倉曹」が州の倉を管理したとも考えられる。また、別局の職掌も不明である。北斉では太府寺下の左・中・右尚方に別局丞が置かれていた。『隋書』卷二七・百官志中参照。簡修煒主編『北朝五史辭典』上(山東教育出版社、二〇〇〇年)五四

二頁は、雜物の作製を掌る官とする。何らかの關係があるのではないだろうか。

(45) 十六国期(主に北涼)の吐魯番文書中には、郡府僚属の「典軍」・「典軍主簿」が見られる。唐長孺氏は、「典軍」および「典軍主簿」は兵曹あるいは軍事關係の文書を取り扱っていたとする。前掲註(3) 唐長孺論文参照。

(46) 前掲註(1) 宮崎書三三四～三三五頁、川合安「北魏・孝文帝の官制改革と南朝の官制」(『文化における「北」』弘前大学人文学部人文学科特定研究事務局、一九八九年)参照。

(47) 羌族の鉗耳氏が王氏に改姓していることから、王氏も羌族の可能性がある。前掲註(14) 『北朝胡姓考』三四九～三五二頁参照。しかし、漢族との区別がつかないため、可能性を指摘するにとどめる。

(48) 前掲註(1) 浜口論文、前掲註(1) 嚴耕望書下冊五四六～五四七頁参照。

(49) 前掲註(31) 戸川論文参照。

(50) このうち、雑定・昨和・件封は『北朝胡姓考』に見えない。馬長寿『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』(広西師範大学出版社、二〇〇六年、初版一九八五年)七〇頁は、昨和氏を羌族とする。昨和氏は『通志』卷二九・氏族略五・

関中複姓に見える。「侯論文」や「暨・宋論文」は、関中の非漢族の中では、羌族に複姓が多いことから、雑定・仵封も羌族ではないかとする。

(51) このうち丁尾は『北朝胡姓考』に見えない。「暨・宋論文」は羌族とする。

(52) このうち供鳥・大非・未代・者非・蓋同は『北朝胡姓考』に見えない。供鳥氏は、敦煌文書（五世紀後半作成）の「北魏敦煌鎮軍官籍簿」（敦煌研究所藏六八号文献）中に「幢將供鳥男寫」と見える。前掲註（39）山口論文参照。「侯論文」や「暨・宋論文」は羌族ではないかとする。

(53) 『魏書』卷一一三・官氏志によると、杜氏は獨孤渾氏（鮮卑）の改姓である。前掲註（14）『北朝胡姓考』二二六～二二七頁参照。「山公寺碑」中の杜氏は、漢族（京兆杜氏）の可能性も考えられるが、いずれにせよ他地域出身者であることにはかわりはない。

(54) 前掲註（1）嚴耕望書下冊五八一～五八四頁参照。

(55) また、彭・王・楊・樊（計一七名、約九・八％）も羌・氏族の可能性がある。前掲註（14）『北朝胡姓考』三四九～三五二頁、三六八～三七二頁、前掲註（50）馬長壽書三一頁参照。しかし、漢族との区別がつかないため、可能性を指摘するにとどめる。

(56) 「侯論文」は、羌族には龐・彭・董姓が、氏族には楊・李・苟・趙・董・張・彭・王・魏姓が、屠各には劉・路姓が、匈奴には郭・曹・董・成・卜姓が存在したとする。また、受洛氏は鮮卑の可能性があるとされる。「侯論文」の指摘以外にも、史・曹氏はソグド人の可能性があり、伏・佐・地・那・庫などは非漢族の可能性が高い。

(57) さらに侯旭東氏は、編戸化が完成していたため、北魏末に關隴で諸反乱が発生した際にも關州は安定していたとする。侯旭東「北魏境内胡族政策初探—從《大代持節關州刺史山公寺碑》說起—」（『中国社会科学』二〇〇八—五）参照。しかし、実際には正光五年（五二四）に關隴地域で反乱が発生すると關州も呼応している。唐長孺「北魏末期的山胡勅勒起義」（前掲註（3）唐長孺書所収、初出一九六四年）参照。

(58) 北魏後半期においても、「世爲部落酋帥」（河州金城郡、『北史』四九・梁覽・傳）、「酋督相繼」（雍州馮翊郡、「賀婁悅墓誌」）など、部族長の世襲が見られる。吉田愛「北魏雁臣考」（『史滴』二七、早稲田大学東洋史懇話会、二〇〇五年）参照。しかし、「酋帥」などの呼称が北魏後半期の正式な官職であったとは考えにくい。川本芳昭氏は「北魏一代の酋帥の中には酋帥であると同時に国家の一官僚で

もあるものがいた可能性」があり、「魏書記載中の人物の中には国家の一官僚としてのみ記載されているとしても、同時に酋帥でもある人物が隠されている可能性がある」とする。川本芳昭「部族解散の理解をめぐって」(同著『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院、一九九八年、初出一九八二年)一三四頁参照。『魏書』だけでなく、石刻史料においても同様のことが言えよう。「酋帥」などが正式な官職でなかったため、「山公寺碑」に記されなかった可能性も考えられる。なお、北魏の部族解散に関する研究整理については、松下憲一「部族解散」研究史」(同著『北魏胡族体制論』北海道大学出版会、二〇〇七年)参照。

(59) 前掲註(57)唐長孺論文参照。他にも部族長(酋帥)を世襲しながら、北魏の地方官に就任した事例として、

梁覽(河州金城郡)・毛遐(雍州北地郡)などがあげられる。『北史』卷四九参照。

(60) 兼平充明「氏族苻氏・呂氏に関する石刻史料」(氣賀澤保規編『中国石刻資料とその社会―北朝隋唐期を中心に―』汲古書院、二〇〇七年)参照。

(61) 前掲註(31)戸川論文参照。

〔付記〕本稿は二〇〇八年七月二六日に開催された中国石刻合同研究会(於明治大学)での研究発表をもとに再構成した。席上、諸先生方から貴重な意見を賜った。特に記し、深謝申し上げたい。

(明治大学大学院博士後期課程・明治大学文学部専任助手)